

中津川市議場システム更新業務公募型プロポーザル実施要領

1 業務の目的

本業務は、円滑な議事運営と市民への情報発信の充実を図ることを目的に中津川市議会の議場、委員会室及び放映室等に設置している音響・映像機器及び運用システム等の更新に向けて、事業者の実績、経験、技術力、企画力、保守対応能力等に基づく専門的見地からの積極的な提案等を求め総合的に判断し、本業務に最も適した事業者を選定するため、公募型プロポーザルを実施するものである。

2 業務の概要

(1) 業 務 名 中津川市議場システム更新業務

(2) 業務内容 別紙「中津川市議場システム更新業務企画提案仕様書」に記載のとおり

(3) 履行期間 契約締結日から令和8年2月20日まで

ただし、令和7年9月定例会（8月下旬開催予定）から新システムが運用できるよう更新作業、操作研修等の業務スケジュールを計画すること。なお、作業が6月定例会などに支障がないよう調整すること

(4) 提案上限額 49,830,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ なお、上記金額は、契約時の予定価格を示すものではない。

3 参加資格要件

(1) 参加表明時点で、本市の入札参加資格名簿への登録申請が完了しており、契約締結日までに登録されていること。

(2) 参加表明時点で、国、県及び本市の入札参加資格者指名停止基準に基づく指名停止措置を受けていない者

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者

(4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていないこと及びその開始が決定されていない者

(5) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと及びその開始が決定されていない者

(6) 納期限の到来した国税、都道府県税、市区町村民税を滞納していない者

(7) 平成31年4月1日から公告日までの間に、本業務と同一の業務を地方公共団体において導入している実績がある者

4 質問及び回答

(1) 質問の提出 質問書（様式1）に必要事項を入力し、電子メールにより送信すること。

(2) 提 出 先 下記担当部署のとおり

(3) 受付期間 公告日から令和6年12月26日（木）17時

(4) 回 答 中津川市公式ホームページで公表する。

(5) そ の 他 類似、同様の質問についてはまとめて一つの回答とし、候補者選定に公平を保つことができない、又は競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると判断した質問については、回答しない。

5 参加表明書等の提出

(1) 提出期限 令和7年1月17日(金)17時

(2) 提出方法 持参、郵送又は宅配便

※ 持参の場合の受付時間：閉庁日を除く9時～17時

(3) 提出書類 ①参加表明書(様式2)

②会社・団体概要書(様式3)

③業務実績調書(様式4)

④納期限の到来した国税、都道府県税、市区町村民税を滞納していない証明書

※発行日から3か月以内のもの。コピー可。

(4) 参加辞退 参加を辞退するときは、令和7年1月27日(月)17時までに、
参加辞退届(任意様式)を持参、郵送又は宅配便より提出すること。

(5) 提出先 下記担当部署のとおり

(6) 留意事項 本公募は令和7年度当初予算成立後、速やかに業務に着手するため、予算成立
前の準備行為として募集手続を行うものである。このため、予算が成立しな
かった場合には、契約を行うことができないこと、また、応募者が本公募に支出
した費用等については、一切補償しないことを十分に留意の上応募すること。

6 参加資格審査(書類審査)

(1) 確認 受付した参加表明書を基に参加資格要件審査を行う。

(2) 結果通知等 参加資格審査終了後、速やかに審査結果等を通知する。

7 企画提案書等

(1) 提出期限 令和7年1月27日(月)17時

(2) 提出方法 持参、郵送又は宅配便

※ 持参の場合の受付時間：閉庁日を除く9時～17時

(3) 提出書類 ①企画提案書の提出について(鑑)(様式5)

②企画提案書(任意様式)

③機能要件一覧表(様式6)

④提案見積書(任意様式)

◇ 金額の積算根拠となる内訳書を添付すること。

◇ 当該提案見積金額は、プロポーザルの参考とするもので、契約締結時の契約
額となるものではない。

⑤保守の考え方や実施方法についての提案書(任意様式)

⑥上記参考見積書(任意様式)

◇ 金額は、無償保証期間等の終了後に必要となる1年あたりの経費であること。

◇ R12年度までの年度毎の額とその累計

◇ 上記期間に更新を要する機器・ソフトウェアの費用も加えること。

◇ R13～15年度において更新が必要となる機器・ソフトウェアがあれば明記すること。

⑦業務実施体制(任意様式)

⑧業務実施スケジュール(任意様式)

⑨業務実績調書（様式 4）

☆ 5（3）③の提出書類を再度提出すること。ただし、参加表明書等の提出時点から記載内容を加除しても差し支えない。

(4) 提出部数 正本 1 部、副本 6 部

※ 副本については、会社名を特定できないものを提出すること。

(5) 提出先 下記担当部署のとおり

(6) 留意事項 ①提出書類の作成にあたっては、専門的な知識を持たない者でも理解できるよう、平易な言葉を用い、やむを得ず専門用語等を使用する場合は、説明書を付すこと。

②見積書の金額には、消費税及び地方消費税を含まないこと。

8 プレゼンテーション及びヒアリング

中津川市議場システム更新業務公募型プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）において評価を行う。

(1) 開催日 令和 7 年 2 月 3 日（月）予定 ※詳細な日程等は、別途通知する。

(2) 開催場所 中津川市役所 4 階大会議室

(3) 実施要項

ア 1 提案者ずつ実施し、その順番は、原則参加表明書の受付順とする。

イ 出席者は、3 名までとする。

ウ 1 提案者につき 5 0 分以内（説明 3 0 分以内、質疑 2 0 分以内）とし、説明資料、事前に提出された企画提案書に沿って説明すること。

エ 追加提案の説明や追加資料の配布は原則認めない。

オ プレゼンテーションで使用するプロジェクタ（若しくは大型ディスプレイ）は本市において用意するが、その他必要な機材があれば本市担当部署と協議の上、事業者において用意すること。

9 審査

(1) 審査方法については、別表 1 に示す評価基準に基づき採点し、各委員の採点の合計点が最も高い者を最適格者とし、合計点が次に高い者を次点順位者とする。

(2) 最高得点者が 2 人以上ある場合は、委員の評価順位において最も上位とした委員が多い事業者を最適格者とする。

(3) 提案者が 1 事業者のみであっても、プレゼンテーション及びヒアリングを行うこととし、審査の結果、その内容が目的に沿ったものであると委員会が判断した場合は、その者を優先交渉権者とする。ただし、提案内容の採点結果が一定点数以上を満たし、本業務を実施し得る能力を満たすと判断した場合に限る。

10 審査結果

審査結果は、速やかに全ての提案者に電子メール等により通知するほか、中津川市公式ホームページに掲載する。

なお、審査経過及び結果に関する質問、異議申立ては、一切受け付けない。

11 契約

- (1) 契約候補者となった者は、担当部署等と契約締結に向けて協議を行う。
- (2) 契約内容は、仕様書、企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングの内容に基づき、審査結果を考慮して詳細を協議し決定する。提案内容は、実現を確約したものとみなす。
- (3) 契約候補者との契約締結に向けた協議の結果、合意に至らなかった場合又は契約候補者が本提案における失格事項に当たると判明した場合は、次点順位者を繰上げ、契約締結に向けた協議を行う。

12 失格事項

次のいずれかに該当する者は、失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載がある場合
- (2) 審査の公平性を害する行為があったと委員会が認めた場合
- (3) 見積書の金額が、提案上限額を超えている場合
- (4) プレゼンテーション及びヒアリングを正当な理由なく欠席した場合
- (5) その他本実施要領等において示した事項等に違反した場合

13 提出書類の取扱い

- (1) 提出された書類は、返却しない。
- (2) 提出された書類は、本プロポーザルに係る審査以外には使用しない。
- (3) 市から指示があった場合を除き、提出期限以降の差替え及び再提出は認めない。

14 その他

- (1) 書類の提出について、郵送又は宅配便による場合は、提出先に提出書類が配達された記録が残る方法により提出すること。電子メールによる場合は、メール送信後に担当部署へ送信した旨を電話にて連絡すること。いかなる事情であっても、期限を過ぎた場合は受付しない。
- (2) 企画提案書等の作成及び提出に要する一切の費用（旅費及び通信費を含む。）は、参加者の負担とする。やむを得ない事情により本プロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を本市に請求することはできない。
- (3) 参加希望者は、参加表明書の提出をもって、本実施要領や仕様書等、本プロポーザルに係る関係書類の記載内容に同意したものとみなす。
- (4) 提案者は、業務の遂行上、知り得た情報等について他者に漏らしてはならない。
- (5) 企画提案書等の作成にあたっては、著作権等第三者の権利に対する侵害のないよう十分留意することとし、このような問題が生じても本市は一切の責任を負わない。

15 実施スケジュール（予定）

令和 6 年12 月 16 日（月）	公告・募集要項等の配布開始
令和 6 年12 月 26 日（木）	質問書提出期限
令和 7 年 1 月 10 日（金）	質問書に対する回答期限
令和 7 年 1 月 17 日（金）	参加表明書等提出期限
令和 7 年 1 月 22 日（水）	参加資格審査結果通知期限
令和 7 年 1 月 27 日（月）	企画提案書等の提出期限
令和 7 年 1 月 27 日（月）	参加辞退届提出期限
令和 7 年 2 月 3 日（月）	審査委員会の開催
令和 7 年 2 月 7 日（金）	審査結果通知及び公表

※上記スケジュールは予定であり、事務の都合等により日程を変更する場合がありますので留意すること。

※議場等の見学を希望される場合は、下記担当部署まで連絡すること。

16 担当部署

中津川市議会事務局

〒508-8501 岐阜県中津川市かやの木町 2-1

TEL：0573-66-1111（代表）

FAX：0573-66-9754

E-mail：gikai【アットマーク】city.nakatsugawa.lg.jp

中津川市議場システム更新業務 プロポーザル評価基準

評価項目			評価の着眼点	配点	参考書類
機能性	運用システム	多機能性	会議の運営及び中継の質の向上に資する多彩な機能を有しているか。	10	② ③
		操作性・視認性	操作画面はシンプルであり、専門知識のない職員でも扱いやすく誤操作が生じにくい、操作性に優れたシステムであるか。	10	② ③
		マニュアル・研修	わかりやすい操作マニュアルを準備し、職員への操作研修が十分に行えるか。	5	②
	導入機器		主要な機器は仕様の要件を満たし、設置方法などに工夫を凝らしているか。	5	② ③
	映像放映・配信	ネット配信接続	イントラネット用ストリーミングサーバとの接続方法が具体的に妥当性があるか。	5	② ③
		オンライン委員会放映	オンライン委員会の放映を実施する機能及び実施方法が具体的に妥当性があるか。	5	② ③
拡張性	拡張機能		電子採決機能やリアルタイム字幕機能を有しているか、また、拡張は安価で実施できるか。	5	②
	発展的提案		将来的な拡張性や改善点、本市にとって有効、有益な機能等が提案されているか。	5	②
安定性	システム障害等の防止・発生時の対応		トラブル対策が講じられているか。また、システム障害発生時の対応や運用サポートなどが具体的に示されているか。	10	② ③
経済性	ソフトウェア等の長期使用		ソフトウェア等を長期に使用できるシステムとなっているか。	5	②
	保守・メンテナンス		無償保証期間を含め、定期保守の内容及び概算経費、機器等故障時の対応方針は、具体的に妥当性があるか。	10	⑤
	価格点		満点（15点）×（提案価格のうち最低価格／自社の提案価格） ※ 小数第3位を四捨五入する。	15	④
業務実施	実施体制・スケジュール管理		専門的かつ十分な能力を有する者が配置されているか。また、業務完了にいたるまでの適切なスケジュールが設定されているか。	5	⑦ ⑧
	業務実績		地方公共団体への議場システム更新業務の受託実績があり、業務経験が豊富であるか。	5	⑨
合 計				100	

※ 配点基準 優れている 標準 劣っている 提案なし
 5 ← 4 — 3 — 2 — 1 → 0

※ 実施要領「7（3）提出書類」に記載された番号の書類を指す